

2025 年 1 月 24 日

政府安全保障能力強化支援（OSA）に関する外務省への質問

「政府安全保障能力強化支援（OSA）」は、導入年である 2023 年度に 4 か国（フィジー、マレーシア、バングラデシュ、フィリピン）、2024 年度は現時点までに 3 か国（フィリピン、ジブチ、インドネシア）を対象に実施されてきました。予算規模は 2023 年度 20 億円、2024 年度 50 億円、そして 2025 年度当初予算案では 80 億円が計上され、増額が続いています。

この OSA に関して、2023 年 4 月 5 日に国家安全保障会議で決定された「実施方針」ならびに現在までの実施内容を踏まえて、以下の各項目を質問させていただきます。

ご回答をよろしくお願いいたします。

1. 支援対象国と支援内容の決定について

（質問 1）実施方針には「我が国にとって望ましい安全保障環境を創出する観点から、安全保障上の能力強化を支援する意義のある国」を対象にすると記載されていますが、具体的な対象国の選定及び供与資機材の内容の決定はいつ、誰がどのように行っているのでしょうか。「OSA の実施に際しては、国家安全保障局、外務省、防衛省等が連携する」（実施方針）とされていますが、支援決定のプロセスでこの三者はどのような役割を担っているのでしょうか。

2. 各国への供与資機材と、実施方針の「支援分野」との関連性・整合性について

（質問 2）2024 年度のフィリピン海軍への供与資機材である「複合艇」について、外務省ホームページでは「フィリピンの海洋状況把握（MDA）能力等を向上させる」とあります。他方でマスコミ報道では「複合艇は南シナ海アユギン礁（セカンドトーマス礁）への補給任務でも活用される」（日刊まにら新聞 2024 年 12 月 6 日）とあり、これは南シナ海でフィリピンが実効支配の拠点としているアユギン礁に座礁させた老朽軍艦への補給を意味すると考えられます。この補給活動を巡ってフィリピン沿岸警備隊と中国海警局の船艇間で威嚇、衝突などの事案があることはたびたび報道されています。両国が相互に軍ではなく海上保安機関の船艇を派遣することで一定の抑制が働いているとも考えられますが、そこに海軍所属である OSA 供与の複合艇が派遣され補給活動を行うことは、軍事衝突のリスクを高めることにつながります。実施方針の「支援分野」には、OSA は「国際紛争との直接の関連が想定しがた」い分野に限定されて実施されるとされ、「領海や領空等の警戒監視」等が具体例として挙げられていますが、この複合艇が上記の補給活動にあたるとすれば、こうした分野を踏み越えて紛争の要因になる可能性があるのではないのでしょうか。

（質問 3）2024 年度のフィリピン空軍への支援は「我が国が初の完成品の防衛装備移転として納入した警戒管制レーダーの関連機材」（外務省ホームページ）と説明されていますが、関連機材と

は具体的にどのようなものでしょうか。また、この警戒管制レーダーをはじめ、2024年度はフィリピン海軍、ジブチ海軍に沿岸監視レーダーシステムを供与していますが、これらのレーダーにより得られた情報を日本の自衛隊は共有することになるのでしょうか。

（質問4）2024年度には前述のフィリピン複合艇のほか、インドネシアには高速警備艇が供与されます。2023年度には、バングラデシュ、フィジーに警備艇が供与されています。これらの船艇の支援にあたり、殺傷能力のある武器は搭載されているのでしょうか。あるいは供与後に相手国政府が武器を搭載する場合、日本政府との事前の協議はあるのでしょうか。また、実施方針での「国際紛争との直接の関連が想定しがた」い分野への限定、具体的には「領海や領空等の警戒監視」という記載に鑑みて、どの程度（機関銃・機関砲であれば口径など）の武器の搭載が認められると日本政府は考えているのでしょうか。

（質問5）供与された警備艇・複合艇などは、当該国と自衛隊、あるいは当該国と他の第三国との合同軍事演習に参加する可能性はあるのでしょうか。

3. 「実施上の原則」について

（支援対象国の経済社会状況等の検討）

（質問6）実施方針では、対象国の選定は「相手国における民主化の定着、法の支配、基本的人権の尊重の状況や経済社会状況を踏まえた上で、我が国及び地域の安全保障上のニーズや二国間関係等を総合的に判断して」行うとされています。2022年の政権交代後も市民活動家などへの人権弾圧が国連で報告されるフィリピンの状況について、OSA対象国に選定される過程ではどのように「踏まえ」て、どのような「総合的な判断」がなされたのでしょうか。

（質問7）供与対象国の経済社会状況は、2023年度対象国のバングラデシュのように、供与実施後に大きく変化する可能性があります。対象国ではありませんが、ミャンマーのような軍事クーデターが勃発する可能性も否定できません。供与した資機材が、相手国の軍によって当初の想定とは違う内戦や治安弾圧の目的に使用されるリスク、あるいは防止策をどう考えているのでしょうか。

（適正性、透明性の確保）

（質問8）実施方針では「適切な情報公開を行う」と示され、2023年6月に行われた市民団体との意見交換の際には情報公開を「外務省ウェブサイトで行う」との説明がありました。しかしその後、ウェブサイトには入札公示案件や実施案件の情報を除いて情報は掲載されていません。何を、いつ公開する予定でしょうか。また、2025年1月に安全保障協力課がSNSにてOSAの情報発信を開始しましたが、そこでは今後どのような情報を発信する予定でしょうか。

（質問9）実施方針では「評価・モニタリングを適切に実施し、その結果を適切な形で公表する」

と示されていますが、誰が、いつ、何をどのような基準で評価・モニタリングを実施するのでしょうか。また、結果はどのような形で公表するのでしょうか。

（質問１０）実施方針では「供与する資機材や整備するインフラ等の供与後の目的外使用や第三者移転に係る適正管理の確保を義務付ける」と記載されています。これは、目的外使用や第三者移転を禁じる旨を国際約束（交換公文）に記載すると理解してよいのでしょうか。「目的外使用」に関して、例えばODAにおいて相手国の軍・軍関係者に資機材を供与する場合には「軍事目的での使用」が「目的外使用」にあたるため、軍事目的での使用を行わない旨が交換公文に記載されます。しかしOSAの場合、「目的外使用」とは具体的にはいったい何を指し、交換公文にはどのように記載されるのでしょうか。

（質問１１）適正性、透明性の確保の方法として、ODAにおいては外部有識者が実施前の案件をチェックする「開発協力適正会議」が２か月ごとに開催され、また「NGO・外務省定期協議会」の枠組みの中では「ODA 政策協議会」が年に３回実施され、ODA 政策に関する外務省と NGO との政策協議の場になっています。OSA についても、このような外部によるチェックや市民との政策協議の場を設けるべきと考えますが、外務省の考えをお聞かせください。

４．資機材の調達について

（質問１２）供与される資機材の調達について、調達代理機関についてはどちらの企業あるいは機関と契約を結んでいるのでしょうか。相手国及び調達代理機関が実施する資機材の入札は、公開入札でしょうか。

５．OSA に関する周辺国の反応について

（質問１３）基本方針には、「我が国にとって望ましい安全保障環境の創出及び国際的な平和と安全の維持・強化に寄与することを目的として」OSA を実施すると記載されています。望ましい安全保障環境の創出には日本の近隣国・周辺国との良好な関係が必要ですが、OSA の導入・拡大に関する近隣国・周辺国の反応はどのようなもののでしょうか。最も近距離に位置し OSA 対象国ではない韓国、中国の反応も含めてご説明ください。

以上